

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
（自動車事故被害者受入環境整備事業）公募要領

1. 事業の趣旨

本事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安心して生活を送れるよう環境整備を進めることを目的としています。

2. 事業の概要

（1）事業名

自動車事故被害者受入環境整備事業

（2）予算額

4 億 9,949 万円の範囲内

（3）補助対象事業者

本事業に応募するための要件は、以下のとおりです。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する「施設入所支援」又は同条第 17 項に規定する「共同生活援助」を行う事業者（以下「障害者支援施設等」という。）であること。
- ② 令和 7 年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表第一第二級以上に該当する者。以下「重度後遺障害者」という。）を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。
- ③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- ④ 過去 3 か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのない者等（団体を含む）であること。
- ⑤ 人材雇用費又は賃金改善費の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。

一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める人員配置基準を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	世話人 生活支援員
施設入所支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	看護職員 理学療法士又は作業療法士

	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	生活支援員
--	--	-------

二 医師、看護師若しくは准看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条第1号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者又はそれと同等と認められる従業者を置いていること。

（４） 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、本事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

① 開設（増設又は既存施設の増床を含む。以下同じ。）に要する経費（以下「新設等支援費」という。）

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者を雇用するための経費（開設1ヶ月前から開設2ヶ月後の間に要する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）	1／2（利用予定者のうち重度後遺障害者の割合が8パーセント以上の場合は定額）
施設支援費	重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

② 開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費(処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善等総額(以下「賃金改善額」という。))と処遇改善加算等の給付総額の差分（自己負担分）をいう。以下同じ。)	1／2（利用者のうち重度後遺障害者の割合が8パーセント以上の場合は定額）
施設支援費	重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質の向上に必要な介護器具・用具等の導入に要する経費	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する	

	経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

- ③ 施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 共同生活援助又は施設入所支援サービスを利用中若しくは今後利用見込みの重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。
 - 二 障害者支援施設等において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。
 - イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。
 - ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。
 - 三 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。
 - 四 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあっては、従前に障害者支援施設等が本補助金（施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合又は共同生活援助若しくは施設入所支援サービスを利用する重度後遺障害者の症状に応じて同類の介護器具・用具等を増設する場合その他増設することが適当であると認められる場合は、この限りではない。
 - イ 第二号イ又はロの要件を満たす場合
 - ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）
 - 五 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。
- ④ 人材雇用費の対象となる範囲は、令和7年度中に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費とする。
- ⑤ 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる補助対象事業の範囲は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者に対して同法第32条の3第1項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。
- ⑥ 研修等経費の対象となる補助対象事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和

25 年法律第 114 号) 等の規定に準じて行うものとする。

(5) 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

令和 7 年 4 月 1 日以降に事業を開始し、令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要である。

(6) 補助上限額及び交付申請の打ち切り

① 補助上限額については、次のとおりとする。

一 新設等支援費にあつては、1 障害者支援施設等につき、1,500 万円を補助上限額とする。

二 継続経費にあつては、1 障害者支援施設等につき、1,000 万円を補助上限額とする。(ただし、開設後 4 年度目以降 250 万円ずつ減じるものとする。)

三 二の場合にあつて、開設後 4 年度以降において、新たに重度後遺障害者が入居した場合にあつては、当該入居のあった年度の補助上限額は 1 障害者支援施設等あたり 1,000 万円とし、二中「開設後 4 年度目以降」とあるのは「新たに重度後遺障害者が入居した年度以降」と読み替えるものとする。

四 一から三の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

② 補助上限額の特例

継続経費の申請に係る障害者支援施設等を開設した年度が令和 3 年度以前である場合における 2. (6) ①の規定の適用については、当該障害者支援施設等が令和 3 年度に開設されたものとみなす。

(7) 事業の成果・効果の検証・報告

障害者支援施設等は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

(8) 支給の制限

国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

3. 選定

本事業は、2. (3) を満たす者を選定する。

また、応募者が複数の場合は、以下の順で選定を行うものとする。

(1) 令和 7 年度中に重度後遺障害者が初めて入所する具体的な見込みがある障害者支援施設等。

(2) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、令和 7 年度中に新たな入所の具体的な見込みがある障害者支援施設等。

(3) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがない障害者支援施設等。

(4) 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがある障害者支援施設等（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする）。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがある。選定結果については、後日、書面またはメールにより通知を行うものとする。

4. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」によるほか、本補助金の交付規程の定めによる。
- (2) 今回の公募による選定は、補助金の交付を確約したものではない。そのため、別に本補助金の交付規程に基づく補助金の交付申請手続き等を行う必要がある。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、帳簿及び全ての証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) 事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがある。
- (5) 障害者支援施設等が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例：他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがある。
- (6) 事業終了後、補助金交付申請兼実績報告書を期限内に提出ができない場合は、補助金の交付は行わないものとする。
- (7) 同一内容の補助対象経費について、他の自動車事故被害者支援体制等整備事業と重複して申請することはできない。
- (8) 国土交通省は事業終了後、成果・効果に係る報告の情報、支援の事例等の公表を行う。
- (9) 事務局及び国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど各者の個人情報保護方針に基づき対応すること。
- (10) 事務局及び国土交通省は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に基づき対応するものとする。

5. 応募方法

- (1) アカウント発行依頼
自動車事故被害者支援体制等整備事業ポータルサイト(<https://jidousyajiko-sien-r7.jp>)からアカウント発行依頼をし、IDとパスワードを設定すること。
- (2) アカウント登録
申請システムにログインし、マイページから事業者情報、担当者情報、口座情報、施設情報を登録すること。
- (3) 応募書類の提出
必要書類確認書をご確認のうえ、募集期間内(令和7年6月2日(月)～令和7年8月1日(金))にマイページから必要書類を提出すること。
申請システムによる申請が難しい場合は事務局へ相談すること。

【必要書類】

- ① 応募申請書（自動車事故被害者受入環境整備事業応募申請書）
- ② 応募者等の概要【様式1】
- ③ 指定（更新）通知書
- ④ 全部事項証明書もしくは会社定款
- ⑤ 事業計画調書
【新設等支援費を申請する場合「様式2－1」、継続経費を申請する場合「様式2－2」】
- ⑥ 各経費算出根拠の各種資料
- ⑦ 成果・効果等調書【様式3】
- ⑧ 補助対象となる障害者支援施設等における自動車事故によって重度の後遺障害を負った重度後遺障害者の利用状況がわかる書類
- ⑨ 利用している（予定を含む）自動車事故被害者が要件を満たしているか確認出来る書類
- ⑩ 当該年度の収支予算書
- ⑪ 直近年度の財務諸表
- ⑫ 職員名簿
- ⑬ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制状況等がわかる書類
- ⑭ 上記のほか事務局から提出を求めた書類

【問い合わせ先】

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（自動車事故被害者受入環境整備事業）

TEL：080-9442-9379

E-mail：ukeirekankyou！koutsujiko-mlit.jp（！を@に置き換えること）